

# 尖閣諸島、竹島に関する資料委託調査事業成果の ポータルサイトへの掲載について



平成28年11月

平成27年度に実施した資料委託調査事業の成果を「尖閣諸島、竹島資料ポータルサイト」へ掲載

## 資料の委託調査報告書、ポータルサイトの公表時期

	平成27年4月	平成27年8月	平成28年4月	平成28年9月
<p><b>報告書</b> (日本語・英語で公表)</p>	<p>平成26年度分を公表</p> <p>&lt;収集資料&gt; 尖閣諸島: 約500点 竹島: 約1,000点</p>		<p>平成27年度分を公表</p> <p>&lt;収集資料&gt; 尖閣諸島: 約300点 竹島: 約450点</p>	
<p><b>資料ポータルサイト</b> (尖閣諸島・竹島)</p>		<p>平成26年度分を公表</p> <p>&lt;掲載資料&gt; 尖閣諸島: 約100点 竹島: 約100点</p>	<p>英語版を公表</p>	<p>平成27年度分を公表(日本語)</p> <p>資料ポータルサイトに約200点追加</p> <p>&lt;追加資料&gt; 尖閣諸島: 約100点 竹島: 約100点</p>

## 2 竹島に関する掲載資料（1）

<主な資料例>

### 1. 中世(室町時代)における韓国の竹島に関する認識を示す資料(絵図)

#### ◇1. 「八道総図」『東覧図』

1530年(享祿3年)

盧思慎 新增東国輿地勝覽

(国立公文書館所蔵)

朝鮮王朝時代に編纂された官撰地誌『新增東国輿地勝覽』の附図。

韓国が現在の竹島と主張する「于山島」が鬱陵島の西側、朝鮮半島寄りに同じ大きさで配置されている。



于山島

鬱陵島



## 2 竹島に関する掲載資料（2）

### ◇2. 新增東国輿地勝覽

1530年(享祿3年) 45巻

盧思慎

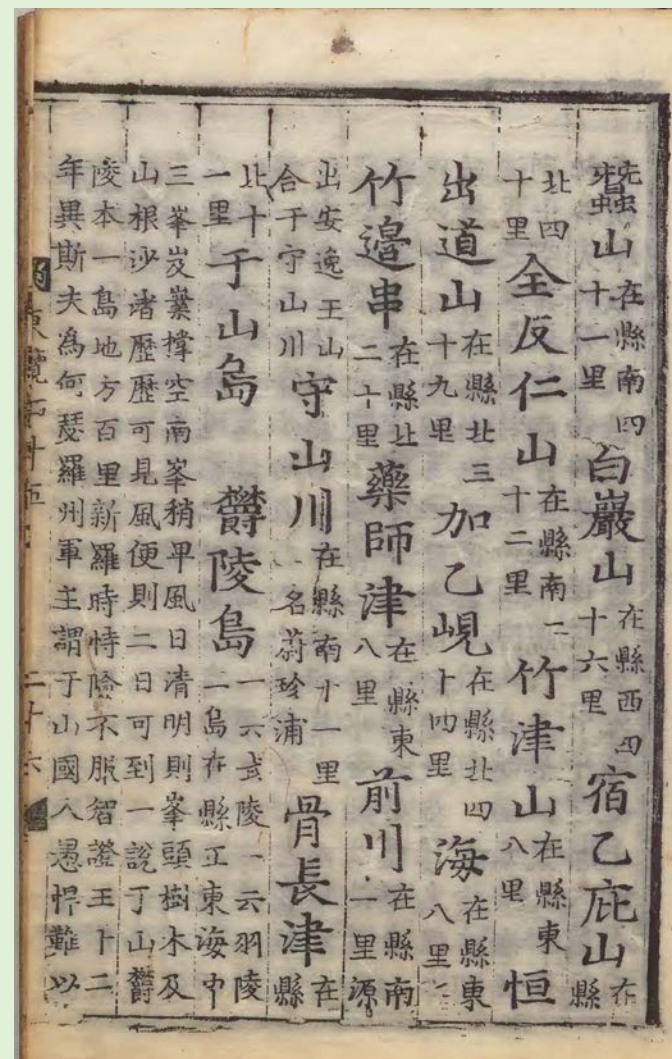
(国立公文書館所蔵)

朝鮮王朝時代の官撰地誌。全国総図「八道総図」と各道地図を掲載し、朝鮮全土の郡県ごとに記述。「(于山島、鬱陵島は)風日清明なれば即ち峯頭の樹木及び山根沙渚歴々見るべし。」とあり、二島が朝鮮半島から眺めることが出来る距離にあると述べている。竹島は朝鮮半島から見える距離にはない(約217km)ため、于山島が現在の竹島であるとする韓国側の主張は根拠に欠けることが分かる。

“「于山島 鬱陵島 一云武陵 一云羽陵 二島在県正東海中 三峯及業掌空 南峯稍卑 風日清明則峯頭樹木 及山根沙渚 歴々可見 風便則二日可到 一説干山 鬱陵 本一島 地方百里」

(現代語訳)

※于山島と鬱陵島は時に武陵、或いは羽陵とも呼ばれ、二島は県の真東の海中に在る。三つの峰が到達しそうなほど空を支え、南の峰はやや低い。天候が清く明らかであれば山頂の樹木及び山麓の海岸をありありと見ることができる。風が良ければ二日で到達できる。一説に干山と鬱陵は本来一つの島で、周囲は百里(約40km)ある。”



## 2 竹島に関する掲載資料（3）

### 2. 江戸時代における松島（現在の竹島）に関する認識を示す資料

#### ◇3. 竹嶋江渡海之次第先規より書付之写

1738年（元文3年）12月

大谷九右衛門

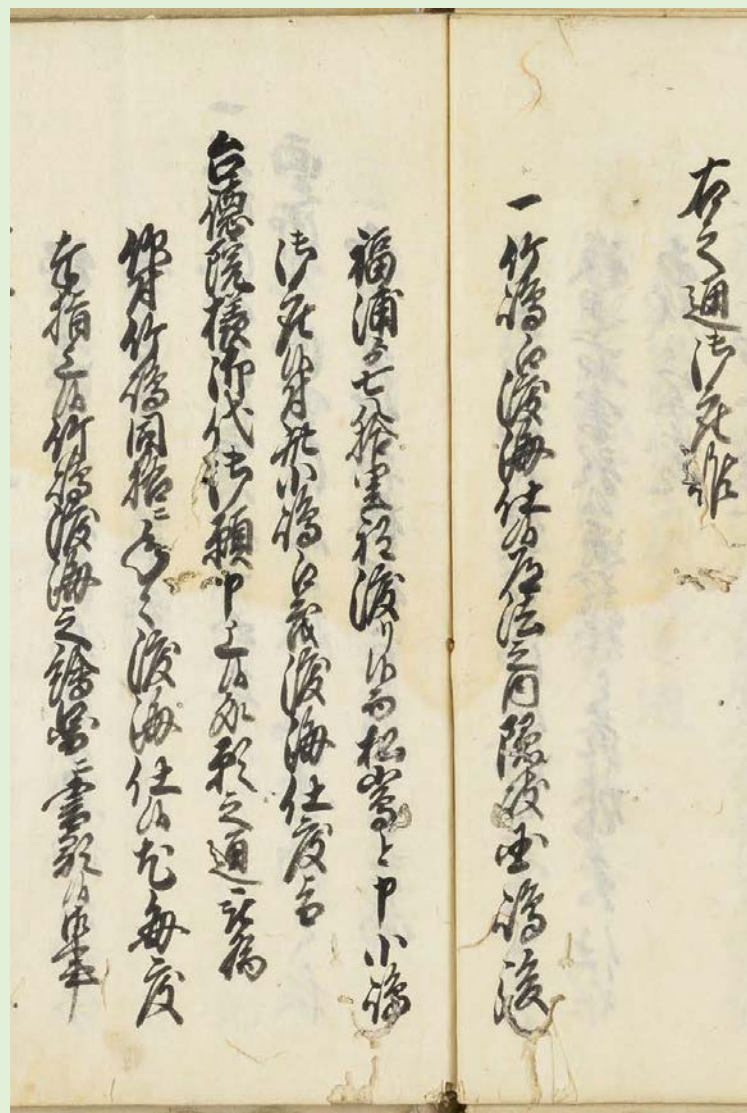
（米子市立図書館所蔵）

大谷家の竹島（現在の鬱陵島）渡海及びその道のりにある松島（現在の竹島）への渡海について書かれた文書。幕府からのお尋ねに対する書付と絵図が添付されている。

「一 竹嶋江渡海仕候道法之内隠岐国島後福浦より七八拾里程渡り候而松島と申小島御座候付此小島江茂渡海仕度旨台徳院様御代御願申上候処願之通被為仰付竹島同様二年々渡海仕候」

（現代語訳）

※一 竹島渡海の道のりのうち、隠岐国の島後にある福浦より七、八十里行くと、松島という小島があるので、この小島への渡海も台徳院様の代（二代将軍秀忠1605～23）にお願いしたところ、お許しいただき、竹島と同様に毎年渡海した。”



## 2 竹島に関する掲載資料（4）

### ◇4. 竹島図説

1849年（嘉永2年）

金森建策

（国立公文書館所蔵）

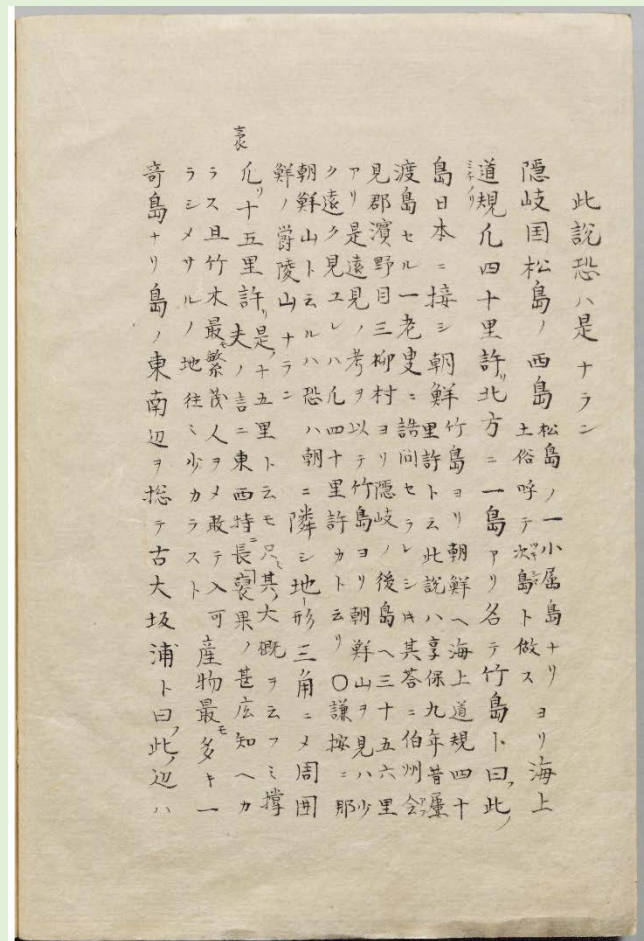
「隠岐国松島」という記述がある資料。

江戸時代には「松島（現在の竹島）」が日本の領土の一部（隠岐国の一部）として認識されていたことがわかる。

“「隠岐国松島西島（松島の一小属島なり土俗呼ぶ次島と做す）より海上道規凡そ四十里許北方に一島あり名を竹島と曰ふ」

（現代語訳）

※隠岐国松島（現在の竹島）の西島（松島の一小属島で、地元の人々は次島としている）から海上の道のり約四十里（160km）北方に島が一つある。その名を竹島（現在の鬱陵島）という。”



## 2 竹島に関する資料調査（5）

### 3. 戦前の水産学校の航海実習において、竹島視察が組み込まれていることがわかる資料

#### ◇5. 「総航程一千哩 漁労科生の視察 県立隠岐商船水産校 十七日間の予定」

1935年(昭和10年)7月9日 山陽新聞社  
(島根県立図書館所蔵)

1935年の隠岐商船水産学校漁撈科三学年の北朝鮮東岸視察旅行の最終日程に竹島視察が組み込まれていることを報じた記事。

“県立隠岐商船水産学校に於ては昨年北鮮漁業視察計画以来諸般の設備完成を見るに至ったので、左記日程により八日午前九時西郷港発の練習船鵬丸を就航せしめ同校漁撈科第三学年生徒の遠航漁業調査実習を見るに至ったが視察予定は十七日間で北鮮沿岸漁港を清津、雄基に至る総航程一千海里に亘り各方面の産業状態の視察をなし

(略) 二十二日午後三時鬱陵島着同九時間  
二十三日午前七時ランコ島(※竹島のこと)着同三時間、  
午後十時西郷港帰着”

六万 一 第 日 曜 火

# 總航程一千哩

## 漁撈科生の視察

### 縣立隠岐商船水産校

#### 十七日間の豫程

設立隠岐商船水産学校に於ては昨年北鮮漁業視察計画以来諸般の設備完成を見るに至ったので、左記日程により八日午前九時西郷港発の練習船鵬丸を就航せしめ同校漁撈科第三学年生徒の遠航漁業調査実習を見るに至ったが視察予定は十七日間で北鮮沿岸漁港を清津、雄基に至る総航程一千海里に亘り各方面の産業状態の視察をなし、や新日本海時代に直面して漸進途上にある隠岐島と北鮮諸漁港と結びつける、事となし、爾來毎年全職の努力を以て、之が視察を勵むし、刻下の非常時に望する、水産上の收養發達と兼て、振興を期せられたる本縣水産教育の振興に寄與される所甚大なるものがあり、一面、刻下の漁村振興の根本的措置策に視察を起せしむると共に、今回、北鮮視察は一艦から大なる期待を以て迎へられてゐる、尚同校繪圖資料にて

も校内貯蔵所で多量多様に亘り毎日五、六以上の製品を擲けてをり之が製造品は貴重品に上り一艦に運送へ供せられてゐる

七月八日午前九時西郷港發  
九日午前六時南鮮浦頭着、鬱陵島在、同十五時同  
十日午前七時清津着、同十二時同  
十一日、十二日同六時清津着、同十三日同  
十三日同  
十四日午後七時對浦着、同八時同  
十五日午後八時城津着

十六日同八時漁入津着、同十六時同  
十七日同三時清津着、同二十一時同  
十八日同四時清津着、同十八時同  
十九日午前十二時雄基着、同十八時同  
二十日同  
二十一日同  
二十二日午後三時鬱陵島着、同九時同  
二十三日午前七時ランコ島着、同三時同  
午後十時西郷港帰着

## 2 竹島に関する資料調査（6）

### 4. GHQの指令(SCAPIN)は、領土問題(竹島の分離)を決定するものではない(講和会議で決定するものである)旨を示す資料

#### ◇6. 行政の分離に関する司令部側との会談

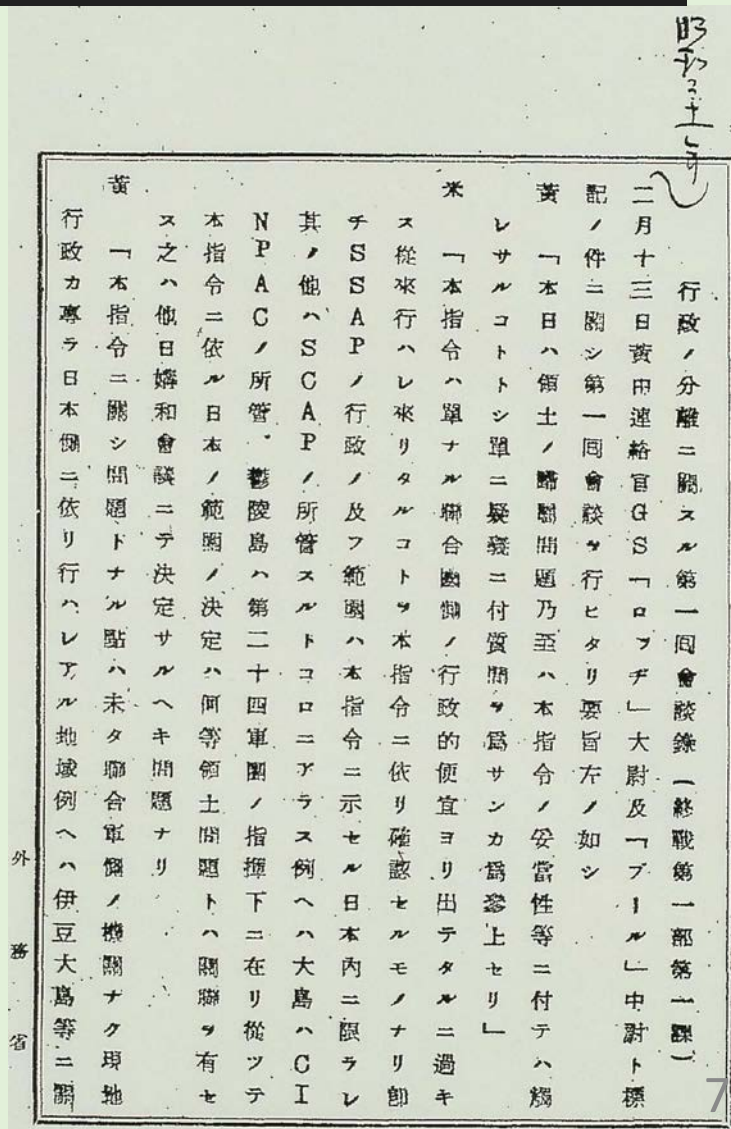
1946年(昭和21年)2月13日

外務省「旧日本外地情況雑件」

(外交史料館所蔵)

1946年1月29日に発行された連合軍最高司令部訓令(SCAPIN)第677号で日本の行政権が停止される地域に竹島が含まれたが、その指令に関する外務省連絡官とGHQ民生局担当者との第一回会談の記録。SCAPIN第677号により、竹島が日本の行政の及ぶ範囲から除かれているが、本指令による決定は領土問題と関係ない旨が記載されている。

“米「本指令は単なる連合軍側の行政的便宜より出でたるに過ぎず 従来行はれ来りたることを本指令に依り確認せるものなり 即ちSSAPの行政の及ぶ範囲は本指令に示せる日本内に限られ其の他はSCAPの所管するところにあらず 例えは大島はCINPACの所管。鬱陵島は第二十四軍団の指揮下に在り 従って本指令に依る日本の範囲の決定は何等領土問題とは関連を有せず 之は他日講和会議にて決定さるべき問題なり”



# 2 竹島に関する資料調査（7）

## 5. 韓国による実力行使(発砲)を用いた竹島の不法占拠の状況を示す資料

### ◇7. へくら発砲受く！ 竹島で韓国船から 外務省から嚴重抗議

1953年(昭和28年)7月14日  
日本海新聞社(日本海新聞)  
(米子市立図書館所蔵)

1953年7月12日、海上保安庁巡視船「へくら」が竹島巡視からの帰途に就いた時に銃撃された事件を報じている。

“「境海上保安部(鳥取県)の柏博次部長を乗せて第四次竹島調査におもむいた巡視船「へくら」は、十二日午前五時二十分同島に到着し調査したところ、同島には韓国人約四十人(うち警察官七名)漁船三隻(いずれも約十トン、大成号、栄号ほか一隻)および伝馬船一隻を認め、これら漁夫は潜水用具を使ってわかめ、かい類を採取しており、二日の第二次調査の際立てた日本領土の標識が韓国により撤去されていた。同六時十五分ごろ韓国官憲四名(略)が「へくら」を訪問、韓国側の意志として竹島は韓国領土であることを表明したが、我方はこれを拒否し同島は日本領土であることを通告して同八時下船させた。ついで「へくら」は竹島を一周帰途についたが、その途中、突然数十発の発砲を受け、人命には異状なかったが、ボートおよび後部左舷に命中弾二発を受けた。武器は大成号に自動小銃二丁を搭載しており警察官がピストルを携帯しているのがみとめられた。”





韓の竹島措置

こそ不法侵略

京城二日舞のメリカA.P通信社が伝  
えるところによると「韓国政府は去る三  
十一日の閣議で島をおくまの日本の領  
域から守るため数千人の警備隊を派遣す  
るに決定した」とに東京にある同盟代  
表部を通じて日本側に対し度重なる領海侵  
入事件に抗議した。韓国政府当局は必要  
な場合には沿岸警備隊及び空軍を遣うと  
表明した」とある。最近にもわが海上保  
安庁巡視船「おき」が竹島に接近したと  
き銃撃を受けた事件があったが、そのと  
き十人ほどの韓国警備員が常駐してし  
て韓国独立を想したサンフランシスコ

平和条約でもこの竹島の帰属については  
どこにも触れていないところ(領土)なら  
よって竹島は明らかにわが国のもの、わ  
が島根県人にとつてはあくまでも郷土  
の一部なのである。  
韓国が竹島は韓領であると言ひ出して  
このかた、わが国はもつとる主張が  
不当であり、日本領であることが明白  
であるに申入れはしてゐる。しかし、韓  
国はそれを無視して一方の主張を演じ  
つて來てゐる。ひたすらこの島を演じ  
た補給柱の建て替え競争も韓側の美  
力に基いてわが島に占領され、その後お  
ける韓の警備隊派遣放逐に對してもわが  
方は竹島の地割がらみてついでに常駐  
は出来まいとの観測がおこなわれていた  
けれど、予想に反して韓国の侵入はか  
たは強、しかもますます強められ、こ  
うしてゐる。初めに述べた京城路の  
A.P.ニュースによつても察せられる。  
うした竹島をめぐる日韓兩國間の風波に  
関し恒松島根県知事が外務省アジア局に  
書簡方を要請したので對し習見第五課長  
は「不法行為については韓国に屬し抗  
するにも第三國に對しても韓国が領  
土主權の既成事實を作りつゝある実情を  
通告し万全の手を打つ」と述べたこと  
が、われらは島根県の一部が外國の權力  
に對する現実に對し痛憤を感じたら  
ではおられない。

敢えて前言を繰り返すが、竹島は日本領土でありわが島根県に属している。そこへ、ただ単なる一方的解釈に基くだけで、相手国の主張を無視して措置を講ずるのは、それがいかに着々と強力に展開されようとも、これこそ明らかなる不法侵略であるとわれらは解する。たとえ計画的に既成事実を作りかさねても、それは不法侵略の事実を積み重ねるのにすぎない。」

2 竹島に関する資料調査 (8)

◇8. 社説 韓の竹島措置こそ不法侵略  
1954年(昭和29年)09月03日  
(株)山陰新報社(現 山陰中央新報)

韓国の竹島不法占拠が進むことへの危機感から書かれた社説。  
「われらは郷土の一部が外国の権力下にあるという現実に対して痛憤を感じないではおられない」と訴えた。  
「この島がわが国の領土となつたのはかの日韓合併がおこなわれた以前のことであり韓国独立を規定したサンフランシスコ平和条約でもこの竹島の帰属についてはどこにも触れていないところは見当らないよつて竹島は明らかにわが国のもの、われら島根県人にとつてはあくまでも郷土の一部なのである。」  
「敢えて前言を繰り返すが、竹島は日本領土でありわが島根県に属している。そこへ、ただ単なる一方的解釈に基くだけで、相手国の主張を無視して措置を講ずるのは、それがいかに着々と強力に展開されようとも、これこそ明らかなる不法侵略であるとわれらは解する。たとえ計画的に既成事実を作りかさねても、それは不法侵略の事実を積み重ねるのにすぎない。」

## 2 竹島に関する資料調査（9）

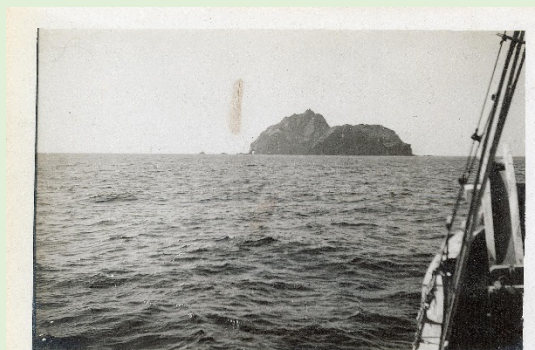
### 6. 戦後における竹島の写真

◇9. 1954年5月30日に鳥取県水産試験場試験船「だいせん」で竹島に接近調査した時の写真

1954年（昭和29年）5月30日

鳥取県水産試験場

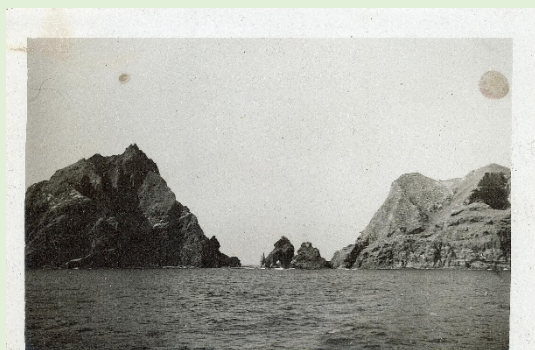
（鳥取県公文書館）



鳥取県公文書館蔵



鳥取県公文書館蔵



鳥取県公文書館蔵



鳥取県公文書館蔵